

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年11月20日（金）

担当課：環境農政部 環境総務課

件 名：大和市一般廃棄物処理基本計画の改定について

提出理由：大和市一般廃棄物処理基本計画の改定に向け、環境審議会への諮問を行うにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・昭和45年に、廃棄物の抑制や処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法」という。）が制定された。
- ・法により、市町村は（当該市町村の）行政区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされている。
- ・一般廃棄物処理計画は基本計画と実施計画で構成され、基本計画は「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成される。
- ・本市では、平成21～30年度を期間とするごみ処理基本計画と、平成20～29年度を期間とする生活排水処理基本計画をそれぞれ定め、廃棄物の抑制や処理の適正化を図っている。
- ・なお、環境省の定めた一般廃棄物処理基本計画策定指針には、「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を10年から15年先において、概ね5年毎に見直すほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされている。

2. 計画改定の考え方

- ・前回の策定から5年以上経過したため、計画内容と現状の分析を行った結果、計画の諸条件に関し、次のような変動が生じていることから、計画改定を行うものである。
 - ア. ごみ焼却施設を平成35年度まで使用することとしてきたが、適切な運転管理や補修を実施してきたことで設備の健全度が保たれていることから、既存の施設を継続して使用することを含めた検討をする必要がある。

- イ. 循環型社会形成に向け、焼却灰の有効活用を推進していく観点から、全量資源化を踏まえた計画とする必要がある。
- ウ. 少子高齢化や1人世帯の増加等の社会情勢の変化を考慮し、施策や数値目標の再設定を行う必要がある。

3. 新計画の内容

(1) 基本的な方向性

- ・ごみ処理基本計画は、循環型社会の形成のため、市民、事業者、行政が一体となってめざす基本方針を継続する。

1	ごみの発生抑制・再使用の更なる推進
2	ごみの資源化・リサイクルの更なる推進
3	廃棄物の環境負荷の少ない適正処理・処分の推進

- ・生活排水処理基本計画については、現行計画の基本方針を継続することとし、ごみ処理基本計画との統一的な進行管理を図るため、計画期間を統一する。

(2) 計画期間

平成28年度～平成37年度

(3) 主な変更点

- ① 環境管理センターの使用期間を平成40年度まで延伸することを目指す内容とする。
- ② 市内最終処分場の埋立完了後は焼却灰を全量資源化する旨を明確に定める。
- ③ 数値目標の再設定を行う。

	新計画(案) (平成37年度)
ごみ排出量	438g/人・日
リサイクル率	32.2%
最終処分量	—
生活排水処理率	99.3%

経 過

- H20. 4 生活排水処理基本計画改定(現行計画)
- H21. 8 ごみ処理基本計画改定(現行計画)
- H26. 7 一般廃棄物処理基本計画改定に着手

今後の予定

- H27. 12 市民意見公募手続きの実施
環境審議会への諮問
- H28. 1 環境審議会へ市民意見公募の結果報告
- H28. 2 環境審議会の答申
- H28. 3 一般廃棄物処理基本計画の決定